



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*13 旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1
  - \*14 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ( " )..... 3
  - \*15 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (環境管理課)..... 10
  - \*16 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 (こころの健康推進課)..... 11
  - \*17 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 12
- ### ○ 人事委員会規則
- \*2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 12

## 規 則

### 和歌山県規則第13号

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則  
旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則 (昭和42年和歌山県規則第20号) の一部を次のように改正する。

別記第2号様式 (その1) 乙を次のように改める。

(その1) 乙

旅費計算書

支出決定権者	様	命令番号		支払区分		計算結果は下記のとおりです。
所属	職名	氏名	給料表、級及び号給	本人又は委任		支出科目

宿泊費等

月日	用務地	宿泊地	宿泊費又は 包括宿泊費		宿泊手当	調整	計	包括
			夕	朝				
							/	<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
計								

包括宿泊費に該当するものは、包括欄にチェックを入れること。

鉄道賃

月日	鉄道名	経路	運賃	急行料金等	調整	計	包括
		～				/	<input type="checkbox"/>
		～					<input type="checkbox"/>
		～					<input type="checkbox"/>
計							

包括宿泊費に鉄道賃が含まれる場合は、その内容を記載し、包括欄にチェックを入れること。

船賃

月日	船名	経路	運賃	寝台料金等	調整	計	包括
		～				/	<input type="checkbox"/>
		～					<input type="checkbox"/>
計							

包括宿泊費に船賃が含まれる場合は、その内容を記載し、包括欄にチェックを入れること。

航空賃

月日	便名	運賃				座席指定 料金等	調整	計	包括
		右記以外の 運賃	燃油特別 付加運賃	航空保険 特別料金	旅客取扱施設利 用料、旅客保安サ ービス料等				
							/	<input type="checkbox"/>	
								<input type="checkbox"/>	
								<input type="checkbox"/>	
計									

包括宿泊費に航空賃が含まれる場合は、その内容を記載し、包括欄にチェックを入れること。

その他の交通費

月日	交通手段	経路	金額	調整	計	包括
		～			/	<input type="checkbox"/>
		～				<input type="checkbox"/>
		～				<input type="checkbox"/>
計						

包括宿泊費にその他の交通費が含まれる場合は、その内容を記載し、包括欄にチェックを入れること。

渡航雑費

予防接種費用	旅券交付手数料	査証手数料	外貨交換手数料	入出国税		計

備考

算出合計額	概算受領済額	追給額	返納額

備考 この様式は、外国旅行を含む旅行の場合について、適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年3月31日以前に発した旅行命令に係る旅費計算書の様式については、なお従前の例による。

和歌山県規則第14号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和50年和歌山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

現 業 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400

	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
定	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
年	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
前	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
再	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
	47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
	48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
任	49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
	50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
	51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
	52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
用	53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
	54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
	55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
	56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
短	57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
	58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
	59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
	60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
時	61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
	62	240,200	259,100	287,600	313,800	363,900
	63	240,500	259,500	288,200	314,400	364,400
	64	240,700	259,800	288,800	315,000	364,900
	65	240,900	260,100	289,300	315,600	365,300

間	66	241,200	260,400	289,800	316,000	365,800
	67	241,500	260,700	290,300	316,500	366,300
	68	241,700	260,900	290,800	317,000	366,800
勤	69	241,900	261,100	291,300	317,300	367,200
	70	242,200	261,400	291,800	317,800	367,700
	71	242,500	261,700	292,200	318,300	368,200
	72	242,700	261,900	292,600	318,700	368,700
務	73	242,900	262,100	293,000	318,900	369,100
	74	243,200	262,400	293,400	319,200	369,600
	75	243,500	262,700	293,800	319,400	370,100
	76	243,700	262,900	294,200	319,700	370,600
職	77	243,900	263,100	294,600	320,000	371,000
	78	244,200	263,400	295,000	320,300	371,500
	79	244,500	263,700	295,400	320,600	372,000
	80	244,700	263,900	295,900	320,800	372,500
員	81	244,900	264,100	296,200	321,000	372,900
	82	245,200	264,400	296,700	321,300	373,400
	83	245,400	264,700	297,200	321,600	373,900
	84	245,700	264,900	297,700	321,800	374,400
以	85	245,900	265,100	298,000	322,000	374,800
	86	246,100	265,300	298,500	322,300	
	87	246,400	265,600	299,000	322,600	
	88	246,700	265,900	299,300	322,900	
外	89	246,900	266,100	299,700	323,100	
	90	247,200	266,300	300,200	323,400	
	91	247,500	266,600	300,700	323,700	
	92	247,700	266,800	301,200	323,900	
の	93	247,900	267,100	301,500	324,100	
	94	248,200	267,400	301,900	324,400	
	95	248,500	267,700	302,400	324,700	
	96	248,700	267,900	302,900	324,900	
職	97	248,900	268,100	303,300	325,100	
	98	249,200	268,400	303,700		
	99	249,500	268,600	304,000		
	100	249,700	268,900	304,300		
員	101	249,900	269,100	304,600		
	102	250,200	269,300	305,000		
	103	250,500	269,600	305,300		
	104	250,700	269,900	305,700		
	105	250,900	270,100	306,000		
	106		270,300	306,400		
	107		270,600	306,800		

108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

別表第3を次のように改める。

## 別表第3 (第4条関係)

現業職給料表年齢別初任給基準表

満年齢(歳)	初任給
19未満	1級5号給
19	1級9号給
20	1級10号給
21	1級13号給
22	1級14号給
23	1級17号給
24	1級21号給
25	1級22号給
26	1級25号給
27	1級26号給
28	1級29号給
29	1級30号給
30	1級33号給
31	1級37号給
32	1級38号給
33	1級41号給
34	1級42号給
35	1級45号給
36	1級49号給
37	1級50号給
38	1級53号給
39	1級54号給
40以上	1級57号給

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下この項において「切替日」という。)の前日において現業職員の給与に関する規則の給料表の適用を受けていた現業職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

附則別表(附則第2項関係)

## 現業職員の号給の切替表

旧号給	職 務 の 級			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40

49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63
72	56	68	68	64
73	57	69	69	65
74	58	70	70	66
75	59	71	71	67
76	60	72	72	68
77	61	73	73	69
78	62	74	74	70
79	63	75	75	71
80	64	76	76	72
81	65	77	77	73
82	66	78	78	74
83	67	79	79	75
84	68	80	80	76
85	69	81	81	77
86	70	82	82	78
87	71	83	83	79
88	72	84	84	80
89	73	85	85	81
90	74	86	86	82
91	75	87	87	83
92	76	88	88	84
93	77	89	89	85
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	

99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

和歌山県規則第15号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則（平成30年和歌山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(太陽光発電事業計画) 第3条 略 2 略	(太陽光発電事業計画) 第3条 略 2 略

3 太陽光発電事業計画には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1)～(10) 略

(11) 条例第11条第1項第12号に規定する場合に該当するときは、景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定の例により作成した同項の届出に相当する書面

(12) 略

4 略

（太陽光発電事業の環境に及ぼす影響の評価）  
第9条 条例第11条第1項第10号の規定により環境に及ぼす影響を総合的に評価する場合は、和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号）第4条第1項に規定する技術指針に定めるところにより行う評価（同条例第20条第2項に規定する環境影響評価書に係る部分に限る。）に準じて行うものとする。

2 略

（認定太陽光発電事業計画の変更等）

第16条 略

2～4 略

5 第3条から第11条まで（第7条第4項第2号並びに第11条第2項第3号及び第4号を除く。）の規定は、条例第18条第1項の規定による変更の認定について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこれらの条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第3条第3項	条例第11条第1項第12号	条例第18条第4項において準用する条例第11条第1項第12号
略		
第9条第1項	条例第11条第1項第10号	条例第18条第4項において準用する条例第11条第1項第10号
略		

3 太陽光発電事業計画には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1)～(10) 略

(11) 条例第11条第1項第11号に規定する場合に該当するときは、景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定の例により作成した同項の届出に相当する書面

(12) 略

4 略

（太陽光発電事業の環境に及ぼす影響の評価）  
第9条 条例第11条第1項第9号の規定により環境に及ぼす影響を総合的に評価する場合は、和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号）第4条第1項に規定する技術指針に定めるところにより行う評価（同条例第20条第2項に規定する環境影響評価書に係る部分に限る。）に準じて行うものとする。

2 略

（認定太陽光発電事業計画の変更等）

第16条 略

2～4 略

5 第3条から第11条まで（第7条第4項第2号並びに第11条第2項第3号及び第4号を除く。）の規定は、条例第18条第1項の規定による変更の認定について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこれらの条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第3条第3項	条例第11条第1項第11号	条例第18条第4項において準用する条例第11条第1項第11号
略		
第9条第1項	条例第11条第1項第9号	条例第18条第4項において準用する条例第11条第1項第9号
略		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県規則第16号

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年和歌山県規則第31号）の一部を次のように改正する。

別記第12号様式中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

別記第24号様式中「懲役・禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**和歌山県規則第17号**

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成7年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(取扱事務の範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 株式会社ゆうちょ銀行は、各店舗において、次の各号に掲げる歳入金の収納事務を取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第15項第3号イに掲げる<u>手数料</u></p> <p>(払込金の領収)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 指定金融機関等（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）の各店舗は、<u>法第243条の2第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者から徴収委託金払込書を添え、歳入金の払込みを受けたときは、これを領収しなければならない。</u></p> <p>3 総括店は、<u>法第243条の2第1項の規定により歳入金の徴収又は収納事務の委託を受けた者及び地方税共同機構から歳入金の払込みを受けたときは、あらかじめ歳入徴収者から送付される収納済通知書に記載すべき事項を記録した通知書（以下「収納済記録通知書」という。）によってこれを領収しなければならない。</u></p>	<p>(取扱事務の範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 株式会社ゆうちょ銀行は、各店舗において、次の各号に掲げる歳入金の収納事務を取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第15項第3号イに掲げる手数料及び同号ウに掲げる手数料（<u>自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときの保管場所標章の交付手数料に限る。</u>）</p> <p>(払込金の領収)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 指定金融機関等（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）の各店舗は、<u>令第158条第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者から徴収委託金払込書を添え、歳入金の払込みを受けたときは、これを領収しなければならない。</u></p> <p>3 総括店は、<u>令第158条第1項の規定により歳入金の徴収又は収納事務の委託を受けた者及び令第158条の2第1項の規定により県税の歳入金の収納事務の委託を受けた者並びに地方税共同機構から歳入金の払込みを受けたときは、あらかじめ歳入徴収者から送付される収納済通知書に記載すべき事項を記録した通知書（以下「収納済記録通知書」という。）によってこれを領収しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

**人事委員会規則**

**和歌山県人事委員会規則第2号**

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 休暇（第10条—<u>第26条の2</u>） 第6章 略 附則</p> <p>（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）</p> <p>第8条の7 略 2～7 略 8 時間外勤務制限開始日から起算して条例第8条の3第2項又は第3項の規定による請求日に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間について請求があったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合</p> <p>9～11 略</p> <p>第5章 略</p> <p>（特別休暇） 第14条 条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(10) 略 (11) 職員が生後3年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ60分以内の<u>期間</u></p> <p>(12)・(13) 略 (14) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害を有しない子（配偶者の子</p>	<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 休暇（第10条—<u>第26条</u>） 第6章 略 附則</p> <p>（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）</p> <p>第8条の7 略 2～7 略 8 時間外勤務制限開始日から起算して条例第8条の3第2項又は第3項の規定による請求日に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間について請求があったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が、<u>条例第8条の3第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合</u></p> <p>9～11 略</p> <p>第5章 略</p> <p>（特別休暇） 第14条 条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(10) 略 (11) 職員が生後3年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ60分以内の期間（男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは同号に規定する養子縁組里親である者を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ60分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p> <p>(12)・(13) 略 (14) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害を有しない子（配偶者の子</p>

を含む。)又は障害を有する子(配偶者の子を含む。)(以下この号においてこれらの子を「子」という。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(その養育する子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(15)～(24) 略

2～4 略

第26条 略

(条例第19条の2第1項の人事委員会規則で定める措置)

第26条の2 条例第19条の2第1項の人事委員会規則で定める措置は、次に掲げる措置(第3号に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。)とする。

(1) 面談

(2) 書面の交付

(3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号において「電子メール等」という。)の送信(当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)

を含む。)又は障害を有する子(配偶者の子を含む。)(以下この号においてこれらの子を「子」という。)を養育する職員が、その子の看護(負傷若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(その養育する子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(15)～(24) 略

2～4 略

第26条 略

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第1項第14号の休暇については、この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則(次項において「新規則」という。)第14条第1項第14号の休暇として使用されたものとみなす。

3 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和7年和歌山県条例第11号)附則第2項の規定による請求を行おうとする職員は、新規則第8条の7第2項の規定の例により、当該請求を行うものとする。